

津島市市外学生応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）拡大の影響により、帰省自粛やアルバイトができない等の状況となっている市外在住の学生に対し、市の特産品を活用した応援物資を給付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 日本国内の大学院、大学、短期大学、専修学校等に在学する学生をいう。
- (2) 応援物資 食料及び日用品等、学生の生活を応援する物資をいう。

(基準期間)

第3条 令和2年4月16日から申請日までを基準期間とする。

(申請の対象者)

第4条 本事業の申請の対象となる者は、基準期間において継続して次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住民登録をしていること
- (2) 日本国内かつ市外で一人暮らしもしくはそれに準ずる生活をしている学生を扶養していること

(給付の要件)

第5条 応援物資の給付は、給付の対象となる学生（以下、「給付対象者」という。）1人につき、1回を限度とする。

(給付の申請)

第6条 申請者は、津島市学生応援物資給付申請書（様式第1号。以下、「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を付して、市長に給付申請を行うものとする。

- (1) 給付対象者が、学生であることを確認することができる書類等の写し
- (2) 給付対象者が、日本国内かつ市外において生活を行っていることを確認することができる書類等の写し

(給付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに必要な事項を審査の上、給付の可否を決定し、当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(応援物資の給付)

第8条 市長は、前条の規定により給付を決定した者に対して、応援物資を給付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月8日から施行する。